

令和 3 年度北海道農業再生協議会
第 1 回通常総会
議 案 等

議案第 1 号 令和 2 年度事業報告及び収支決算について

I 令和 2 年度事業報告

1 協議会の運営

(1) 総会の開催

区 分	内 容
第 1 回通常総会	○開催月日 令和 2 年 7 月 14 日（火） ○開催場所 北農健保会館 大会議室 ○議 題 ・ 北海道農業再生協議会規約及び会計処理規程の一部改正について ・ 令和元年度事業報告及び収支決算（案）について ・ 令和 2 年度事業計画（案）について ・ 北海道農業再生協議会水田部会の検討経過と議決報告について ・ 高収益作物次期作支援交付金について
第 1 回臨時総会	○開催月日 令和 3 年 3 月 5 日（金） ○開催場所 新型コロナウイルス感染症対策のため書面による開催 ○議 題 ・ 北海道農業再生協議会規約の一部改正（案）について ・ 水田リノベーション事業業務方法書（案）について

(2) 幹事会の開催

区 分	内 容
第 1 回 幹 事 会	○開催月日 令和2年7月10日（金） ○開催場所： 道庁7階 農政部第1中会議室 ○議 題 ・ 北海道農業再生協議会規約及び会計処理規程の一部改正について ・ 令和元年年度事業報告及び収支決算（案）について ・ 令和2年度事業計画（案）について ・ 北海道農業再生協議会水田部会の検討経過と議決報告について ・ 高収益作物次期作支援交付金について
第 2 回 幹 事 会	○開催月日 令和3年2月25日（木） ○開催場所： 第2水産ビル 3S会議室 ○議 題 ・ 水田リノベーション事業について ・ 総会議案について - ア 北海道農業再生協議会規約の一部改正（案）について - イ 業務方法書（案）について

(3) 水田部会の開催

区 分	内 容
第 1 回 部 会	○開催月日 令和2年10月5日（月） ○開催場所 北海道農政部 第1 中会議室 ○議 題 ・ 3年産「生産の目安」の基本的な考え方について
第 2 回 部 会	○開催月日 令和2年12月15日（火） ○開催場所 北農健保会館 3階 芭蕉 ○議 題 ・ 3年産「生産の目安」について
第 3 回 部 会	○開催月日 令和3年2月25日（木） ○開催場所 第2水産ビル 3S会議室 ○議 題 ・ 水田収益力強化ビジョンについて ・ 令和3年産米の需要に応じた生産について ア 令和3年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について イ 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業について ウ 令和3年産米「生産の目安」の取組状況について ・ 今後の水田部会の開催スケジュールについて
第 4 回 部 会	○開催月日 令和3年3月18日（木） ○開催場所 北農健保会館 3階 芭蕉 ○議 題 ・ 水田収益力強化ビジョンについて（案） ・ 令和3年産米の需要に応じた生産について ア 令和3年産主食用米の作付転換の取組について（案） ・ 令和3年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画について（案）

(4) 令和2年度北海道農業再生協議会水田部会の検討経過と議決報告について

- ① 令和2年度第1回（令和2年10月5日開催）
 - ・ 令和3年産「生産の目安」の基本的な考え方を決定。
- ② 令和2年度第2回（令和2年12月15日開催）
 - ・ 令和3年産米の「生産の目安」を決定。
- ③ 令和2年度第3回（令和3年2月25日開催）
 - ・ 令和3年度産地交付金の活用計画案を決定。
 - ・ 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の今後のスケジュール等を決定。
 - ・ 令和2年度および令和3年度水田部会の開催予定を決定。
- ④ 令和2年度第4回（令和3年3月18日開催）
 - ・ 令和3年度北海道水田収益力強化ビジョン本文案を決定。
 - ・ 令和3年産主食用米から飼料用米等へ作付転換する取組を決定。
 - ・ 令和3年度産地交付金の活用計画案の変更を決定。

3 年産「生産の目安」の基本的な考え方

令和2年10月5日
北海道農業再生協議会水田部会

1 米をめぐる情勢

主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。

本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

2 「生産の目安」の概要

(1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稻作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

(2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
- 水稻全体、主食用、加工用、その他（新規需要米等）
- うるち、もち別

地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだ

け生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。

■ 生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体			
			うち主食用	うち加工用	うちその他	
	うるち	数量(t)				
		面積(ha)				
	もち	数量(t)				
		面積(ha)				
	合計	数量(t)				
		面積(ha)				

協議会	区分		水稻全体		(参考) 主食用以外の内訳		
			うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
	うるち	数量(t)					
		面積(ha)					
	もち	数量(t)					
		面積(ha)					
	合計	数量(t)					
		面積(ha)					

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3 「生産の目安」の設定等

(1) 作付意向調査の実施(10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会(以下「水田部会」という。)が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」(目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等)を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向(面積)を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。
- 道が全道の水稲作付意向面積の増減(前年比)をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。
- 地域協議会は、協議会内(JA・集荷業者等)で全道の調査結果等を情報共有。

(2) 団体ごとの販売計画策定(～11月)

- 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定(12月)

- 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。
(算定方法の概要は別紙のとおり)

(4) 「生産の目安」の決定・提示(12月)

- 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

4 「生産の目安」の推進等

(1) 「生産の目安」の推進

- 道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。
- 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

(2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

(3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

令和3年産米の「生産の目安」等について

〔令和2年12月15日〕
北海道農業再生協議会

1 全道の生産の目安

- 北海道の令和3年産の主食用米の生産の目安は、52万7,639トン、面積で9万5,881ヘクタール、加工用とその他を加えた水稻全体の生産の目安は、数量で58万1,785トン、面積で10万5,769ヘクタールと設定。
- 令和2年産の生産の目安と比べ、主食用米は数量で6,421t、面積で1,521ヘクタール減少。水稻全体では、数量で4,829トン、面積で1,280ヘクタール減少。

3年産生産の目安（全道）

区分		水稻全体	主食用	加工用	その他
うるち	数量（t）	539,650	495,347	22,250	22,054
	面積（ha）	97,929	89,838	4,055	4,037
もち	数量（t）	42,135	32,292	9,369	474
	面積（ha）	7,840	6,043	1,707	90
合計	数量（t）	581,785	527,639	31,619	22,528
	面積（ha）	105,769	95,881	5,762	4,126

2 設定に当たっての考え方

- 水稻全体
農業者の生産意欲の向上、北海道米の安定供給、本道における水稻生産力の維持・確保を図る観点から、地域の作付意向等を踏まえて設定。
- 主食用米
北海道米の需給と価格の安定を図るため、国による主食用米の需給見通し、農業団体等による販売計画、産地の作付意向、全国一となった北海道米の需要量などを踏まえて、前年産の数量の目安から1.2%減で設定。
- 加工用米
本道における非主食用米の取組の柱であり、安定供給を継続するため、団体の販売計画に応じて設定。
- その他
地域の作付意向を基本に、水稻全体の生産の目安と用途別の生産の目安との整合性にも配慮して設定。

3 地域協議会別の生産の目安

- 各地域協議会における2年産の作付実績を基本に、全道の「生産の目安」及び各地域協議会における3年産の作付意向などを考慮し、設定。（別紙一覧表のとおり。）

4 今後の対応

- 道協議会水田部会は、設定した「生産の目安」を農業団体、集荷団体及び各地域協議会へ提示するとともに、「生産の目安」の実効性確保に向け、オール北海道の取組として需要に応じた生産を推進。
- 地域協議会においては、提示された全道及び地域協議会の「生産の目安」に基づき、生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を実施。

令和3年度産地交付金について（案）

（ 令和3年2月25日
北海道農政部農産振興課 ）

1 産地交付金の概要 別添のとおり

2 産地交付金（道枠）活用の方

- ・ 今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した水稻生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産、飼料用米などへの取組強化を支援。
- ・ 「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正）」と「産地交付金（道枠）」で重複するメニューの見直しを行う観点から、使途及び支援単価、助成対象範囲の見直しを行う。
- ・ 概ね定着したと判断される取組の除外、新たに必要な取組の追加など取組要件の一部見直しを行う。

3 産地交付金の活用計画案（2月25日時点）

（1）配分の方

全道的な課題への対応として配分額の一部（下表の「基礎配分」から「留保分」を除いた額の2割以上）を道枠として活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

区分	配分時期		配分先		
	当初 (4月)	追加 (10月)	道枠	地域枠(配分の方)	
基礎配分	○		○	○	過去の当初配分額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
		○		○	当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
取組に応じた配分	○	○		○	【当初】 国からの配分額を、対象作物の計画面積(拡大分)に応じて配分 【追加】 計画面積と実績との差に応じて配分 転換作物拡大加算、高収益作物拡大加算それぞれで算定する。 各地域協議会は、本加算の主旨を踏まえた作付を推進する。
		○		○	実績面積 × 20 千円 / 10a
		○		○	実績面積 × 20 千円 / 10a
		○		○	実績面積 × 12 千円 / 10a

道枠の必要額に対し、当初配分で不足する場合、留保分から充当することがある。

(2) 道枠活用計画案

助成内容		助成単価（上限単価）		新設
		R 2	R 3	
水稲作付面積の維持・確保				
加工用米・新市場開拓用米の取組に対する助成		18 千円/10a	(未定)	
飼料用米（多収品種）の取組に対する助成		9 千円/10a	(未定)	
米粉用米・WCS 用稲・飼料用米（一般品種 SGS）の取組に対する助成		9 千円/10a	(未定)	
加工用米・新市場開拓用米・WCS 用稲の複数年契約の取組に対する助成		12 千円/10a	(未定)	
飼料用米等の取組 に対する推進助成	飼料用米（多収品種）	—	(未定)	○ 〔 R4 以降 は未定 〕
	飼料用米（一般品種）		(未定)	
	米粉用米・WCS 用稲・飼料用米（一般品種 SGS）		(未定)	
飼料用米等の取組に対する推進加速化助成（＊）		—	(未定)	○
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成		15 千円/10a	(未定)	

（＊）R 3 限り、単年契約のみ助成

（対象作物別の助成体系）

	作付助成	複数年契約助成	飼料用米等の 取組推進	飼料用米等の 取組推進 加速化	省力化・ 低コスト化 助成
加工用米	○	○	×	×	○
新市場開拓用 米	○	○	×	×	〔 水田リノベーション 事業の支援を受けた 農業者を除く 〕
飼料用米	○	〔 国による 追加配分 〕	○	〔 単年契約 のみ助成 〕	○
米粉用米	○		○		○
WCS 用稲	○		○		○

道枠活用計画案については、助成単価を含め、道再生協水田部会における検討、国の予算措置及び配分の状況や国との協議の経過により、今後、内容が変更されることがある。

(3) 配分の調整

- ・ 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- ・ 道枠と地域枠は、必要に応じて相互に融通して活用することがある。

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

これまでの経過 及び 今後のスケジュール（２／２５時点）

日時	内容	備考
12/15(火)	第３次補正予算閣議決定	
12/16(水)	Ｒ３年産米の需要に応じた生産・販売の 推進に係る全国テレビ会議（第３回）	
1/6(水)～ 1/7(木)	北海道農業再生協議会水田部会構成員へ産地交付金（道枠）に 係る事前説明	
1/7(木)	Ｒ３年産米の需要に応じた生産・販売の 推進に係る全国テレビ会議（第４回） 要望量調査（国→道協議会）	
1/8(金)	要望量調査（道協議会→地域協議会）	
1/18(月)	水田フル活用予算に係る地域担当者説明会 （Web 会議） ＜主な議題＞ ○水田フル活用予算について ○Ｒ３産地交付金について	農水省 出席
1/29(金)～	地域特認メニュー及び業務方法書の事前調整 （道協議会 国）	
2/8(金)	要望量調査 仮報告 〳切	
2/19(金)	要望量調査 道〳切	
2/25(木)	北海道農業再生協議会幹事会 ＜主な議題＞ ○水田リノベーション事業実施に係る再生協の事業 計画、規約等の変更 ○業務方法書の承認 北海道農業再生協議会水田部会 ＜主な議題＞ ○水田リノベーション事業の経過等について ○Ｒ３産地交付金について ほか	
2/25(木) 以降	北海道農業再生協議会総会（書面開催） ＜主な議題＞ ○水田リノベーション事業実施に係る再生協の事業 計画、規約等の変更 ○業務方法書の承認 業務方法書・地域特認メニューの正式承認申請（道協議会→国）	
2/26(金)	要望量調査 農政事務所〳切	
3/5(金)	要望量調査 農水省〳切	
3月上旬～	実施計画（案）の審査・採択	
3月中 ～下旬	北海道農業再生協議会水田部会 ＜主な議題＞ ○水田リノベーション事業の要望状況について ほか	
3月上旬～ or 4月上旬～	実施計画の承認・申請 補助金の割当、交付申請・交付決定 補助金の交付（国→道協議会）	

令和2年度および令和3年度水田部会の開催予定について

月	令和2年度	令和3年度
4		
5		
6		
7	2年産米の生産の目安に即した取組の状況、3年産に向けた改善等に関する検証の実施（事務局）	3年産米の生産の目安に即した取組の状況、4年産に向けた改善等に関する検証作業の実施（事務局）
8		
9		水田部会（第1回） ・4年産「生産の目安」の基本的な考え方について ↑ 作付意向調査の実施（事務局）
10	水田部会（第1回） ・3年産「生産の目安」の基本的な考え方について ↑ 作付意向調査の実施（事務局） 需給見通しの公表（国）	
11	販売計画の策定（団体） 需給見通しの修正公表（国）	需給見通しの公表（国） 販売計画の策定（団体）
12	令和3年産米の生産の目安案の算定 ↓ 水田部会（第2回） ・3年産米の「生産の目安」について	令和4年産米の生産の目安案の算定 ↓ 水田部会（第2回） ・4年産米の「生産の目安」について
1		
2	水田部会（第3回） ・水田収益力強化ビジョンについて ・令和3年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・今後の水田部会の開催予定について	水田部会（第3回） ・令和4年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・令和4年度水田部会の開催予定について
3	水田部会（第4回） ・水田収益力強化ビジョン案について ・水田リノベーションの要望状況について ほか	

開催時期や主な議題については、都合により変更される場合がある。

2021 年度（令和 3 年度）北海道水田収益力強化ビジョン（案）

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本道では、恵まれた土地資源を生かし、大規模で専門的な農家を主体とする農業が展開されている。

道央地域では、水稻を主体に野菜・花きを取り入れた農業、道南地域では、野菜や水稻を中心とした農業、道北・道東地域では、畑作や酪農を中心とした農業と、各地域の生産条件を活かした農業経営が展開されている。

このような中、本道においても農家戸数が年々減少する一方、経営体当たりの耕地面積の拡大により生産が維持されているものの、高齢化の進展や担い手の減少に伴い、省力的な作物への作付偏重が見られ、輪作体系の崩れや不耕作地の発生が懸念されている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本道において収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、産地交付金を活用しながら、主食用米と比較して面積当たりの所得が高い野菜等の高収益作物や、時間当たりの所得が高い子実用とうもろこしの作付拡大を図っているが、水田作に占める同作物の作付率は約 7 %と低い状況となっている。

今後、水田をフル活用しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、道や産地においては、「水田農業高収益化推進計画の策定について（令和 2 年 4 月 1 日付け元生産第 2167 号・元農振第 3757 号・元政統第 2085 号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官連名通知）」に基づく推進計画の策定を進めるとともに、関係部局が連携して推進体制を構築し、規模拡大に対応する集荷施設の増設や基盤整備による排水対策を進めつつ、高収益作物や子実用とうもろこしの導入などを推進する。

高収益作物の導入にあたっては、需要が増加している野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、地域に適応した品種の選定・普及及び栽培技術の改善、スマート農業等の省力・低コスト生産技術の導入、出荷期間・販売地域の拡大などの取組を通じて、特色ある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

子実用とうもろこしについては、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、輪作作物としての活用を通じて生産性の向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

「人・農地プラン」により描かれた地域の将来像の実現に向け、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する中で、水稻を組み入れない作付体系が定着しているほ場のある地域が、効率的な土地利用にも配慮しつつ、必要に応じて広く地域関係者とも調整しながら、実情に応じて畑地化の取組を進めることができるよう、畑地化に係る支援内容の情報提供や、地域の対応方針について助言を行う。

4 作物ごとの取組方針等

本道が全国の米主産地としての地位を揺るぎないものとしていくため、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を推進することとし、需要に応じた主食用米の生産とともに、非主食用米の生産を積極的に推進し、水稻作付面積の確保を図る。

また、消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進する。

(1) 主食用米

消費者や実需者ニーズに応える「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、需給状況などを踏まえつつ、北海道米の需要の拡大を図りながら、高品質・良食味米の生産を推進し、極良食味米によるブランド確立とともに、中食・外食の業務用米などへの安定供給にも努め、消費者や実需者の多様なニーズに応えていく。

(2) 非主食用米

加工用米や新規需要米など非主食用米の有効な活用により安心・安全で低コストな北海道米への多様なニーズに対応した安定生産・安定供給を図るとともに、水田機能の維持と生産力の確保を図る。

このため、基本技術の励行による収量の安定化、生産工程管理の実践、複数年契約に基づく生産などを進める。

また、生産者の高齢化や労働力不足への対応として、直播栽培をはじめとする省力的な生産技術の導入、作業委託による労働の外部化、肥培管理におけるコスト削減に資する技術の導入などを進める。

ア 加工用米

非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、主力の冷凍米飯や加工米飯を中心に、安定的な需要の確保に向けて複数年契約の取組を推進する。

イ 飼料用米

非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、特に、多収品種を利用した生産性向上の取組や、需要者のニーズに応じたサイレージ向けの生産を推進する。

ウ WCS用稲

収穫作業が主食用米等と競合せず、水稻の作付拡大に対応可能なことから、需要を確保しながら複数年契約の取組を推進する。

エ 米粉用米

産地と需要者が連携し、ニーズに対応した原料米の安定供給を推進する。

オ 新市場開拓用米

海外市場等を新たな販路の一つとして、安定的な需要の確保に向けて複数年契約の取組を推進する。

カ 備蓄米

優先枠の設定により他産地と競合することなく安定的な取組が可能であるというメリットを踏まえつつ、主食用米及び新規需要米の需給動向等も考慮しながら、各産地の判断により取組を推進する。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦及び大豆は、用途別の需給動向に即した生産を基本として、計画的・安定的な作付を進めるとともに、適正な輪作体系と、品種や地域特性に応じた肥培管理や適期収穫などの取組を通じて、単収や品質の向上を図る。

飼料作物は、飼料自給率の向上と水田の有効活用に資するものとして、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進め、草地の植生改善や、子実用とうもろこしを活用した輪作体系の確立などの取組を通じて、生産性の向上を図る。

(4) そば、なたね

契約栽培を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、単収や品質の向上を図るため、特に収量性の低い産地においては、適期播種や排水対策などの取組を進める。

令和3年産主食用米から飼料用米等への作付転換の取組について

令和3年3月18日
北海道農業再生協議会水田部会

1 目的

- 主食用米の過剰在庫などを背景に、令和2年12月21日、農林水産大臣が「令和3年産の主食用米について、全国で過去最大規模の6.7万ha(36万トン)の作付転換が必要」と談話を発表。
- 本道においても、北海道米の価格が一部銘柄で値を下げ、在庫量についても前年に比べ増加していることから、一層の作付転換を進め、需要に応じた米生産に取り組む必要がある状況。
- JAグループ北海道が中心となり、北海道農業再生協議会水田部会をはじめとする関係機関の連携により、令和3年産主食用米の作付面積を削減し、飼料用米等へ転換(2万ト、3,600ha相当)する取組を進め、北海道米の需給と価格の安定を図る。

2 推進目標

- 令和2年産主食用米作付実績から2万トン(面積換算で3,600ha相当)削減し、飼料用米等へ転換する。
(参考)

令和2年産主食用米作付実績	推進目標 ※面積換算
95,300ha	▲3,600ha(▲3.8%)

3 具体的な方法

- 「北海道農協米対策本部委員会(道米対)」が、JA別の推進目標(令和2年産実績面積からの削減面積)を設定。
- 「北海道農業再生協議会水田部会」から「地域農業再生協議会」へ、JAグループ以外の商系業者等への取組推進を依頼し、関係機関・団体が一体となって取り組む。

4 推進の支援策

- 道では、令和3年度産地交付金(道枠)で、飼料用米等の取組に係る新たなメニューを設定し、主食用米から飼料用米等への作付転換を支援する。

区 分	新設
水稲作付面積の維持・確保	
加工用米・新市場開拓用米の取組に対する助成	
飼料用米(多収品種)の取組に対する助成	
米粉用米・WCS用稲・飼料用米(一般品種SGS)の取組に対する助成	
加工用米・新市場開拓用米・WCS用稲の複数年契約の取組に対する助成	
飼料用米等の取組推進助成	○
飼料用米等の取組に対する推進加速化助成(単年契約のみ)	○
飼料用米等の取組に対する緊急助成(単年契約、一般品種のみ)	○
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成(水田リノベーション事業の支援を受けた農業者除く)	

5 当面のスケジュール

- 3/18(木) 道米対：緊急深掘り対策の公表など
道再生協水田部会：産地交付金の活用計画案検討など
- 3/19(金)～ 地域へ本取組の周知・推進
- 3/24(水) 道再生協水田部会：全道地域担当者 Web 説明会

令和3年度産地交付金について（案）

（ 令和3年3月18日
北海道農政部農産振興課 ）

1 産地交付金の概要

別添のとおり

2 産地交付金（道枠）活用の方

- ・ 今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した水稻生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産、飼料用米などへの取組強化を支援。
- ・ 「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2 補正）」と「産地交付金（道枠）」で重複するメニューの見直しを行う観点から、使途及び支援単価、助成対象範囲の見直しを行う。
- ・ 概ね定着したと判断される取組の除外、新たに必要な取組の追加など取組要件の一部見直しを行う。

3 産地交付金の活用計画案（3月18日時点）

（1）配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部（下表の「基礎配分」から「留保分」を除いた額の2割以上）を道枠として活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

区分	配分時期		配分先		
	当初 (4月)	追加 (10月)	道枠	地域枠(配分の考え方)	
基礎配分	○		○	○	過去の当初配分額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
		○	※	○	当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
取組に応じた配分	○	○		○	【当初】 国からの配分額を、対象作物の計画面積(拡大分)に応じて配分 【追加】 計画面積と実績との差に応じて配分 ※ 転換作物拡大加算、高収益作物拡大加算それぞれで算定する。 ※ 各地域協議会は、本加算の主旨を踏まえた作付を推進する。
		○		○	実績面積 × 20 千円/10a
		○		○	実績面積 × 20 千円/10a
		○		○	実績面積 × 12 千円/10a

※ 道枠の必要額に対し、当初配分で不足する場合、留保分から充当することがある。

(2) 道枠活用計画案

助成内容		助成単価 (上限単価)		新設
		R 2	R 3	
水稲作付面積の維持・確保				
加工用米・新市場開拓用米の取組に対する助成		18 千円/10a (18 千円/10a)	未定 (未定)	
飼料用米（多収品種）の取組に対する助成		9 千円/10a (9 千円/10a)	未定 (未定)	
米粉用米・WCS 用稲・飼料用米（一般品種 SGS）の取組に対する助成		9 千円/10a (9 千円/10a)	未定 (未定)	
加工用米・新市場開拓用米・WCS 用稲の複数年契約の取組に対する助成		12 千円/10a (12 千円/10a)	未定 (未定)	
飼料用米等の取組 に対する推進助成	飼料用米（多収品種）	—	未定 (未定)	○ 〔R4 以降 は未定〕
	飼料用米（一般品種）		未定 (未定)	
	米粉用米・WCS 用稲・飼料用米（一般品種 SGS）		未定 (未定)	
飼料用米等の取組に対する推進加速化助成（＊1）		—	未定 (未定)	○
飼料用米等の取組に対する緊急助成（＊2）		—	未定 (未定)	○
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成		15 千円/10a (15 千円/10a)	未定 (未定)	

（＊1）R 3 限り、単年契約のみ助成 （＊2）R 3 限り、単年契約及び一般品種のみ助成

(対象作物別の助成体系)

	作付 助成	複数年 契約助成	飼料用米等 の取組推進	飼料用米等の 取組推進加速化	飼料用米等の 取組緊急助成	省力化・ 低コスト化助成
加工用米	○	○	×	×	×	○ 〔水田リノベーション 事業の支援を受けた 農業者を除く〕
新市場 開拓用米	○	○	×	×	×	
飼料用米	○	〔国による 追加配分〕	○	〔単年契約 のみ助成〕	〔単年契約かつ一 般品種のみ助成〕	○
米粉用米	○		○			○
WCS 用稲	○		○			○

※ 道枠活用計画案については、助成単価を含め、道再生協水田部会における検討、国の予算措置及び配分の状況や国との協議により、今後内容が変更されることがある。

(3) 配分の調整

- ・ 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- ・ 道枠と地域枠は、必要に応じて相互に融通して活用することがある。

Ⅱ 令和2年度収支決算について

1 過去に実施した基金造成事業の会計

(稲作農業の体質強化緊急対策事業、攻めの農業実践緊急対策事業)

(1) 総括

(単位：円)

区 分	令和2年度 決 算	令和2年度 予 算	増 減	備考
収 入 総 額	0	0	0	
支 出 総 額	0	0	0	
差 引 残 額	0	0	0	

(2) 収入の部

区 分	令和2年度 決 算	令和2年度 予 算	増 減	備考
補助金返還金等	0	0	0	
合 計	0	0	0	

(3) 支出の部

区 分	令和2年度 決 算	令和2年度 予 算	増 減	備考
国庫返納金	0	0	0	
合 計	0	0	0	

(4) 基金残余额

0 円

※過年度に実施した、「稲作農業の体質強化緊急対策事業」及び「攻めの農業実践緊急対策事業会計基金」について、処分制限期限内における取得財産の処分や仕入れに係る消費税相当額の確定等の理由によって、助成対象者からの返戻金を受け入れる可能性があったことから、会計は設置していたが、令和2年度は、助成対象者からの国庫返戻の申し出はなかった。

2 監査の実施

(1) 内部監査

- ① 実施年月日
令和3年5月6日（月）
- ② 監査実施方法
新型コロナウイルス感染症対策のため書面による内部監査
- ③ 実施内容
令和2年度に実施した北海道農業再生協議会活動に係る内部監査

(2) 監査

- ① 実施年月日
令和3年5月26日（水）
- ② 監査実施場所
新型コロナウイルス感染症対策のため書面による監査
- ③ 監査内容
令和2年度収支決算について

監 査 報 告

北海道農業再生協議会規約第29条に基づき、令和2年度の北海道農業再生協議会収支決算の内容について、帳簿、証拠書類等を監査した結果、北海道農業再生協議会会計処理規程に則り、適正に処理されていることを認める。

令和3年 5 月 9 日

監 事 池田 孝幸 

監 事

監 査 報 告

北海道農業再生協議会規約第29条に基づき、令和2年度の北海道農業再生協議会収支決算の内容について、帳簿、証拠書類等を監査した結果、北海道農業再生協議会会計処理規程に則り、適正に処理されていることを認める。

令和3年 5 月 26 日

監 事 鈴木智詞 

監 事

議案第2号 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

I 令和3年度事業計画（案）

1 協議会の運営

（1）通常総会の開催

区 分	内 容
通常総会	○開催日 令和3年6月下旬 ○主な議題 ・ 令和2年度事業報告及び収支決算について ・ 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 北海道農業再生協議会規約等の一部改正について ・ 役員の改選について

（2）臨時総会の開催

上記通常総会のほか、必要に応じて開催する。

（3）幹事会の開催

必要に応じて開催する。

（4）水田部会の開催

今年度内に4回開催する予定（5月、9月、12月及び2月予定）。

2 監査の実施

（1）内部監査（道協議会内部監査実施規程第1条）

実施時期 令和4年5月中旬

（2）監 査（道協議会規約第29条）

実施時期 令和4年5月中旬

3 事業の推進

（1）新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

（2）その他

**新市場開拓に向けた水田リノベーション事業
（実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業）について**

1 これまでの主な経過

日 時	内 容
12/15(火)	第3次補正予算閣議決定
3/5(金)	北海道農業再生協議会臨時総会（書面開催） ○水田リノベーション事業実施に係る道再生協の事業計画、規約等の変更 ○業務方法書の承認 業務方法書の承認申請（道協議会→国） 要望量の報告（地域協議会→道協議会→国）
3/9(火)	業務方法書の承認（国→道協議会）
3/30(火) ～ 3/31(水)	採択結果通知（国→道協議会→地域協議会）
4/14(水) ～ 4/15(木)	都道府県取組計画書及び産地・実需協働プランの承認申請（地域協議会→道協議会→国）
5/25(火) ～ 6/2(水)	都道府県取組計画書及び産地・実需協働プランの承認、予算の配分（国→道協議会→地域協議会）

2 予算の配分額

（千円）

区 分	低コスト生産等の 取組への助成経費	推進事務費	計
合 計	6,173,488	894	6,174,382
地域協議会への配分額 （協議会数：43）	6,173,488	693	6,174,181
道協議会への配分額	0	201	201

3 今後の主なスケジュール

日 時	内 容
6 月末	交付申請（地域協議会→道協議会→国）
7 月以降～	ほ場確認、低コスト生産の取組の書類確認（地域協議会）
9 月以降～	概算払申請
2 月末	事業実績報告取りまとめ 低コスト生産等の取組の実施状況報告取りまとめ
3 月	精算払

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

【令和2年度第3次補正予算額 29,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づいた、**実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援**します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた米や高収益作物等を生産する産地の育成・強化

＜事業の内容＞

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 27,000百万円

水田リノベーション産地・実需協働プラン（右記参照）に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる**低コスト生産等に取り組み場合に、取組面積に応じて支援**します。

〔交付単価〕 4万円/10a

〔対象品目〕 令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、

高収益作物（野菜等）、麦・大豆

- ※ 1 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※ 2 高収益作物及び麦・大豆については、加工等の用途指定があります。
- ※ 3 本支援の対象となった面積は、令和3年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米：2万円/10a、麦・大豆：3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

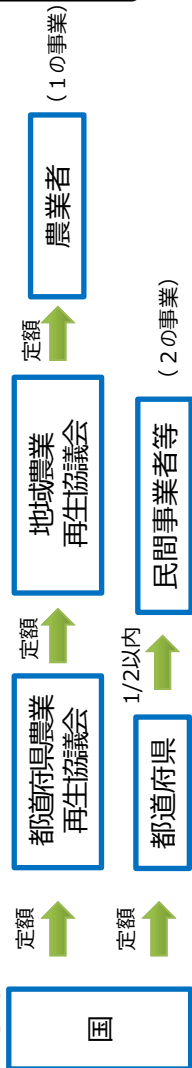
2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援 2,000百万円

プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた**加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援**します。

（補助率：1/2以内）

- ※ 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（KKP）に加入していることを要件とします。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【水田リノベーション産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

新市場開拓用米、加工用米
 低コスト生産
 直播栽培

高収益作物
 植物検疫等に対応した生産

麦・大豆
 単収の高位安定化
 土壌診断

フェロメントラップの設置

需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

輸出向けパックご飯の製造ライン増設

冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修

輸出向け集荷・貯蔵施設の整備

【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課（03-6744-2108）

参考資料

令和3年度収支予算（案）について

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

1 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	令和3年度 予算(案)	令和2年度 予 算	増 減	備考
収 入 総 額	6,174,382	—	—	
支 出 総 額	6,174,382	—	—	
差 引 残 額	0	—	—	

(2) 収入の部

区 分	令和3年度 予算(案)	令和2年度 予 算	増 減	備考
1 新市場開拓に向けた水田リノ ベーション事業補助金	6,174,382	—	—	
合 計	0	—	—	

(3) 支出の部

区 分	令和3年度 予算(案)	令和2年度 予 算	増 減	備考
1 地域農業再生協議会助成金	6,174,181	—	—	
2 北海道農業再生協議会費 事 務	201	—	—	
合 計	6,174,382	—	—	

議案第3号 北海道農業再生協議会規約、会計処理規程及び公印取扱規程の一部改正について

次の理由により、北海道農業再生協議会規約、会計処理規程及び公印取扱規程の一部を改正する。

- 1 平成25年度補正予算で実施した攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業の補助対象だった農業機械等のリース契期間が満了したため、当該事業の会計を廃止するもの
- 2 令和3年度の道農政部の機構改正により、北海道農業再生協議会事務局担当課が変更となったため、規約の一部を改正するもの
- 3 国の令和2年度第3次補正予算で創設された「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」を北海道農業再生協議会が事業主体となって実施するため、規約の一部を改正するもの
- 4 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の補助金を受け入れするために、北海道農業再生協議会の口座を新規に開設するもの

改正の内容

別添新旧対照表及び規約改正案、会計処理規程及び公印取扱規程のとおり

北海道農業再生協議会規約の一部改正新旧対照表（案）

改	正	後	現	行	改正理由
北海道農業再生協議会規約			北海道農業再生協議会規約		
制 定 平成23年 4 月 27 日 一部改正 平成24年12月13日 一部改正 平成25年 3 月12日 一部改正 平成25年 5 月10日 一部改正 平成26年 3 月12日 一部改正 平成27年 2 月13日 一部改正 平成28年 3 月28日 一部改正 平成28年 6 月13日 一部改正 平成29年 7 月10日 一部改正 平成30年 7 月10日 一部改正 令和 2 年 7 月14日 最終改正 令和 3 年 3 月 5 日	制 定 平成23年 4 月 27 日 一部改正 平成24年12月13日 一部改正 平成25年 3 月12日 一部改正 平成25年 5 月10日 一部改正 平成26年 3 月12日 一部改正 平成27年 2 月13日 一部改正 平成28年 3 月28日 一部改正 平成28年 6 月13日 一部改正 平成29年 7 月10日 一部改正 平成30年 7 月10日 一部改正 令和 2 年 7 月14日 一部改正 令和 3 年 3 月 5 日 最終改正 令和 年 月 日	制 定 平成23年 4 月 27 日 一部改正 平成24年12月13日 一部改正 平成25年 3 月12日 一部改正 平成25年 5 月10日 一部改正 平成26年 3 月12日 一部改正 平成27年 2 月13日 一部改正 平成28年 3 月28日 一部改正 平成28年 6 月13日 一部改正 平成29年 7 月10日 一部改正 平成30年 7 月10日 一部改正 令和 2 年 7 月14日 一部改正 令和 3 年 3 月 5 日 最終改正 令和 3 年 3 月 5 日	＜第1章（総則）＞ 第1条 〔略〕 （事務局） 第2条 道協議会は、主たる事務所を札幌市中央区北3条西6丁目北海道農政部<u>農業経営局</u>、 農産振興課に置く。 第3条 〔略〕 （事業） 第4条第1項 〔略〕 第4条第2項 道協議会は、前項に掲げるもののほか、攻めの農業実践緊急対策事業、稲作農業の 体質強化緊急対策事業及び新市場開拓に向けた水田リノベーション事業を実施する。 第4条第3項 〔略〕 ＜第2章～第5章＞ 〔略〕 ＜第6章＞ （事務局） 第21条 総会の決定に基づき道協議会の業務を執行するため、事務局を置く。 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。 （1） 北海道農政部農産振興局農産振興課	＜第1章（総則）＞ 第1条 〔略〕 （事務局） 第2条 道協議会は、主たる事務所を札幌市中央区北3条西6丁目北海道農政部<u>農業経営局</u>、 農産振興課に置く。 第3条 〔略〕 （事業） 第4条第1項 〔略〕 第4条第2項 道協議会は、前項に掲げるもののほか、攻めの農業実践緊急対策事業、稲作農業の 体質強化緊急対策事業及び新市場開拓に向けた水田リノベーション事業を実施する。 第4条第3項 〔略〕 ＜第2章～第5章＞ 〔略〕 ＜第6章＞ （事務局） 第21条 総会の決定に基づき道協議会の業務を執行するため、事務局を置く。 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。 （1） 北海道農政部農産振興局農産振興課	事業対象となつたりコース期間（5年）が満了したため 担当課変更のため

北海道農業再生協議会規約の一部改正新旧対照表（案）

改	正	後	現	行	改正理由
(2) 北海道農業協同組合中央会（新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち、資金管理及び出納事務に関する事項に限る。） 3 道協議会は業務の適正な執行のため、事務局次長及び事務局次長を置く。 4 事務局次長及び事務局次長は、第2項の中から会長が任命する。 5 事務局次長は、業務を総括して会務を処理する。	(2) 北海道農業協同組合中央会（攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち、資金管理及び出納事務に関する事項に限る。） 3 道協議会は業務の適正な執行のため、事務局次長及び事務局次長を置く。 4 事務局次長及び事務局次長は、第2項の中から会長が任命する。 5 事務局次長は、業務を総括して会務を処理する。	(2) 北海道農業協同組合中央会（攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち、資金管理及び出納事務に関する事項に限る。） 3 道協議会は業務の適正な執行のため、事務局次長及び事務局次長を置く。 4 事務局次長及び事務局次長は、第2項の中から会長が任命する。 5 事務局次長は、業務を総括して会務を処理する。	(2) 北海道農業協同組合中央会（攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち、資金管理及び出納事務に関する事項に限る。） 3 道協議会は業務の適正な執行のため、事務局次長及び事務局次長を置く。 4 事務局次長及び事務局次長は、第2項の中から会長が任命する。 5 事務局次長は、業務を総括して会務を処理する。	(2) 北海道農業協同組合中央会（攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち、資金管理及び出納事務に関する事項に限る。） 3 道協議会は業務の適正な執行のため、事務局次長及び事務局次長を置く。 4 事務局次長及び事務局次長は、第2項の中から会長が任命する。 5 事務局次長は、業務を総括して会務を処理する。	リース期間満了 事業の廃止及び 新規事業実施た め
第22条～第24条 〔略〕	第22条～第24条 〔略〕	第22条～第24条 〔略〕	第22条～第24条 〔略〕	第22条～第24条 〔略〕	
(資金) 第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。	(資金) 第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。	(資金) 第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。	(資金) 第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。	(資金) 第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。	事業対象となつ たリース期間 (5年)が満了 したため
(1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る国からの補助金 (2) その他の収入	(1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る国からの補助金 (2) その他の収入	(1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る国からの補助金 (2) その他の収入	(1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る国からの補助金 (2) その他の収入	(1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る国からの補助金 (2) その他の収入	
(資金の取扱い) 第26条 道協議会の資金の取扱方法は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業業務方法書及び会計処理規程で定める。	(資金の取扱い) 第26条 道協議会の資金の取扱方法は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業業務方法書及び会計処理規程で定める。	(資金の取扱い) 第26条 道協議会の資金の取扱方法は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業業務方法書及び会計処理規程で定める。	(資金の取扱い) 第26条 道協議会の資金の取扱方法は、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業業務方法書及び会計処理規程で定める。	(資金の取扱い) 第26条 道協議会の資金の取扱方法は、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業業務方法書及び会計処理規程で定める。	事業対象となつ たリース期間 (5年)が満了 したため
第27条～第30条 〔略〕	第27条～第30条 〔略〕	第27条～第30条 〔略〕	第27条～第30条 〔略〕	第27条～第30条 〔略〕	
<第8章～第9章> 〔略〕	<第8章～第9章> 〔略〕	<第8章～第9章> 〔略〕	<第8章～第9章> 〔略〕	<第8章～第9章> 〔略〕	
この規約は、平成23年4月27日から施行する。	この規約は、平成23年4月27日から施行する。	この規約は、平成23年4月27日から施行する。	この規約は、平成23年4月27日から施行する。	この規約は、平成23年4月27日から施行する。	
この規約は、平成24年12月13日から施行する。	この規約は、平成24年12月13日から施行する。	この規約は、平成24年12月13日から施行する。	この規約は、平成24年12月13日から施行する。	この規約は、平成24年12月13日から施行する。	
この規約は、平成25年3月12日から施行する。	この規約は、平成25年3月12日から施行する。	この規約は、平成25年3月12日から施行する。	この規約は、平成25年3月12日から施行する。	この規約は、平成25年3月12日から施行する。	
この規約は、平成25年5月10日から施行する。	この規約は、平成25年5月10日から施行する。	この規約は、平成25年5月10日から施行する。	この規約は、平成25年5月10日から施行する。	この規約は、平成25年5月10日から施行する。	
この規約は、平成26年3月12日から施行する。	この規約は、平成26年3月12日から施行する。	この規約は、平成26年3月12日から施行する。	この規約は、平成26年3月12日から施行する。	この規約は、平成26年3月12日から施行する。	
この規約は、平成27年2月13日から施行する。	この規約は、平成27年2月13日から施行する。	この規約は、平成27年2月13日から施行する。	この規約は、平成27年2月13日から施行する。	この規約は、平成27年2月13日から施行する。	
この規約は、平成28年3月28日から施行する。	この規約は、平成28年3月28日から施行する。	この規約は、平成28年3月28日から施行する。	この規約は、平成28年3月28日から施行する。	この規約は、平成28年3月28日から施行する。	
この規約は、平成28年6月13日から施行する。	この規約は、平成28年6月13日から施行する。	この規約は、平成28年6月13日から施行する。	この規約は、平成28年6月13日から施行する。	この規約は、平成28年6月13日から施行する。	
1 この規約は、平成29年7月10日から施行する。 2 この規約の施行前に議決した米の市町村別生産数量目標については、なお、従前の例による。	1 この規約は、平成29年7月10日から施行する。 2 この規約の施行前に議決した米の市町村別生産数量目標については、なお、従前の例による。	1 この規約は、平成29年7月10日から施行する。 2 この規約の施行前に議決した米の市町村別生産数量目標については、なお、従前の例による。	1 この規約は、平成29年7月10日から施行する。 2 この規約の施行前に議決した米の市町村別生産数量目標については、なお、従前の例による。	1 この規約は、平成29年7月10日から施行する。 2 この規約の施行前に議決した米の市町村別生産数量目標については、なお、従前の例による。	

北海道農業再生協議会規約の一部改正新旧対照表（案）

改	正	後	現	行	改正理由
附 則 この規約は、平成30年 7 月10日から施行する。 附 則 この規約は、令和 2 年 7 月14日から施行する。 附 則 この規約は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。 附 則 この規約は、令和 年 月 日から施行する。			附 則 この規約は、平成30年 7 月10日から施行する。 附 則 この規約は、令和 2 年 7 月14日から施行する。 附 則 この規約は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。		

北海道農業再生協議会規約

制 定	平成23年 4 月27日
一部改正	平成24年12月13日
一部改正	平成25年 3 月12日
一部改正	平成25年 5 月10日
一部改正	平成26年 3 月12日
一部改正	平成27年 2 月13日
一部改正	平成28年 3 月28日
一部改正	平成28年 6 月13日
一部改正	平成29年 7 月10日
一部改正	平成30年 7 月10日
一部改正	令和 2 年 7 月14日
一部改正	令和 3 年 3 月 5 日
最終改正	令和 年 月 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、北海道農業再生協議会（以下「道協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 道協議会は、主たる事務所を札幌市中央区北 3 条西 6 丁目北海道農政部生産振興局農産振興課に置く。

(目的)

第 3 条 道協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や需要に応じた米の生産の推進、地域農業の振興を図るとともに、多様な担い手の育成・確保、農業経営の体質強化、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を協議する。

- (1) 経営所得安定対策の普及及び推進に関すること
- (2) 需要に応じた米の生産に関すること
- (3) 主食用米及び麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の作付方針（水田フル活用ビジョン）に関すること
- (4) 産地交付金に関すること
- (5) 農業・農村を支える多様な担い手の育成、確保及び経営体質の強化等に関すること
- (6) 農地の有効利用に関すること
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、協議会の目的を達成するため必要と認められる事項

2 道協議会は、前項に掲げるもののほか、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業を実施する。

- 3 道協議会は、前項に関する業務の一部を第5条1項に掲げる者その他会長が認める者に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(会員等)

第5条 道協議会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 北海道
- (2) 北海道市長会
- (3) 北海道町村会
- (4) 一般社団法人北海道農業会議
- (5) 北海道農業協同組合中央会
- (6) 北海道信用農業協同組合連合会
- (7) ホクレン農業協同組合連合会
- (8) 北海道農業共済組合連合会
- (9) 北海道農業信用基金協会
- (10) 北海道土地改良事業団体連合会
- (11) 公益財団法人北海道農業公社
- (12) 株式会社日本政策金融公庫札幌支店
- (13) 北海道農産物集荷協同組合
- (14) 北海道食糧事業協同組合
- (15) 北海道農業法人協会

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に会員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 道協議会には、オブザーバーを置くことができる。オブザーバーは会長の求めにより協議会に出席できる。

第3章 役員等

(役員)

第6条 道協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 前項の役員は、前条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、道協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 道協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第 9 条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第10条 道協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、道協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て定める。

第 4 章 総会

(総会の種別等)

第12条 道協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第 7 条第 3 項第 3 号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

5 道協議会の目的を達成する上で緊急を要する規約の改正など会長が必要と認めたときは、書面により臨時総会を開催できるものとする。

(総会の招集)

第13条 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された 事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (5) その他道協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 道協議会規約の変更
- (2) 道協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに道協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を道協議会に提出しなければならない。
- 4 第14条第 1 項及び第 3 項並びに前条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会等

(幹事会の構成等)

第19条 道協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 北海道
 - (2) 北海道農業協同組合中央会
 - (3) 公益財団法人北海道農業公社
 - (4) 一般社団法人北海道農業会議
- 3 幹事の中から、幹事長を互選する。
- 4 幹事長は必要に応じて関係機関・団体からオブザーバーとしての参加を求めることができるものとする。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、議長は幹事のうちから選出する。

(部会)

第20条 道協議会には、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 各部会の構成員及び部会長は、会長が指定するものとする。
- 3 部会は、部会長が招集する。
- 4 道協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって道協議会の議決とすることができるものとする。
- 5 前項による議決をしたときは、会長の承認を経て、直近の総会（第12条第5項による臨時総会を除く）に報告するものとする。
- 6 第5条第2項及び第3項、第12条第2項、第13条第2項及び第3項、第14条、第17条並びに第18条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「会員」とあるのは「部会に属する構成員」と、「第2条の事務所」とあるのは「会長が別に指定する場所」と読み替えるものとする。
- 7 前5項に定めるもののほか、各部会の設置・運営に関する事項は、会長が別に定める。

第6章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき道協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 北海道農政部生産振興局農産振興課
 - (2) 北海道農業協同組合中央会（新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち、資金管理及び出納事務に関する事項に限る。）
- 3 道協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。
- 4 事務局長及び事務局次長は、第2項の中から会長が任命する。
- 5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(業務の執行)

第22条 道協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程

- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他総会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 道協議会は、主たる事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 道協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 道協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第25条 道協議会の資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る国からの補助金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 道協議会の資金の取扱方法は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 道協議会の事務に要する経費は、第25条各号に掲げる収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 道協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の3日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
- 2 監事は、前項各号に掲げる書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第30条 会長は、第28条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、北海道農政事務所に提出しなければならない。

第8章 道協議会規約の変更、解散

(届出)

第31条 この規約及び第22条各号に掲げる規程に変更があった場合には、道協議会は、遅滞なく北海道農政事務所に届け出なければならない。

(道協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第32条 道協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他の規程の定めるところにより国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て道協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(その他)

第33条 この規約に定めるもののほか、道協議会の事務の運営上必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年 6 月13日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成29年 7 月10日から施行する。
- 2 この規約の施行前に議決した米の市町村別生産数量目標については、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、平成30年 7 月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

北海道農業再生協議会会計処理規程の一部改正新旧対照表（案）

改	正	後	現	行	改正理由
北海道農業再生協議会会計処理規程 制 定 平成25年3月12日 一部改正 平成26年3月13日 一部改正 平成27年3月12日 一部改正 令和2年7月14日 最終改正 令和2年7月14日			北海道農業再生協議会会計処理規程 制 定 平成25年3月12日 一部改正 平成26年3月13日 一部改正 平成27年3月12日 一部改正 令和2年7月14日 最終改正 令和2年7月14日		
第1条 〔略〕 (適用範囲)			第1条 〔略〕 (適用範囲)		
第2条 道協議会の会計業務に関しては、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業補助金交付要綱(令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知)及び北海道農業再生協議会規約(以下「道協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。			第2条 道協議会の会計業務に関しては、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱(平成26年2月6日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知)、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱(平成27年2月3日付け26生産第2687号農林水産事務次官依命通知)及び北海道農業再生協議会規約(以下「道協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。		事業対象となったリーナス期間(5年)が満了のための削除及び国の令和2年第3次補正予算事業により創設された事業を追加
第3条 〔略〕 (会計区分)			第3条 〔略〕 (会計区分)		同上
第4条 道協議会の会計区分は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計とする。			第4条 道協議会の会計区分は、攻めの農業実践緊急対策事業会計及び稲作農業の体質強化緊急対策事業会計とする。		
第5条 (口座の開設) 前条に関する口座は、北洋銀行道庁支店に開設するものとする。			第5条 (口座の開設) (削除)		新規事業に係る新規口座開設のため
第6条～第31条 〔略〕 附 則 この規程は、平成25年3月12日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年3月12日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年2月13日から施行する。 附 則 この規程は、令和2年7月14日から施行する。 附 則 この規程は、令和2年7月14日から施行する。			第6条～第31条 〔略〕 附 則 この規程は、平成25年3月12日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年3月12日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年2月13日から施行する。 附 則 この規程は、令和2年7月14日から施行する。		

北海道農業再生協議会会計処理規程

制 定	平成25年 3 月12日
一部改正	平成26年 3 月12日
一部改正	平成27年 2 月13日
<u>一部改正</u>	<u>令和 2 年 7 月14日</u>
<u>最終改正</u>	<u>令和 年 月 日</u>

（目的）

第1条 この規程は、北海道農業再生協議会（以下「道協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、道協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 道協議会の会計業務に関しては、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業補助金交付要綱(令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知)及び北海道農業再生協議会規約（以下「道協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

（会計原則）

第3条 道協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 道協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（会計区分）

第4条 道協議会の会計区分は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計とする。

（口座の開設）

第5条 前条に関する口座は、北洋銀行道庁支店に開設するものとする。

（会計年度）

第6条 道協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（出納責任者）

第7条 出納責任者は、会長とする。

（経理責任者）

第8条 道協議会の事務局に経理責任者を置く。

2 経理責任者は事務局次長とする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類 5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3) 証ひょう(領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。) 5年
- (4) その他の書類 3年

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

(勘定科目)

第10条 第4条の会計区分には、収入・支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- (2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿、記帳整理の方法等については、事務局を置く機関・団体の規定の例によるものとする。

(会計帳簿の更新)

第13条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(予算の目的)

第14条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第15条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。

2 前項の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得た後、北海道農政事務所に報告しなければならない。

(予算の実施)

第16条 予算の執行者は、会長とする。

2 予算の執行にあたっては、北海道が定める諸条例及び財務規則等に準じる。

(予算の流用)

第17条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

（金銭出納の明確化）

第18条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行之、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

（支払方法）

第19条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

（預貯金証書等の保管）

第20条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

（金銭の過不足）

第21条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

（物品の定義）

第22条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

（物品の購入）

第23条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、30万円未満の物品については見積書を省略できる。また、1件の購入金額が20万円未満のときは、経理責任者が専決処理にすることができる。

（物品の照合）

第24条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

（規定の準用）

第25条 協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第23条の規定を準用する。

（決算の目的）

第26条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

（決算の種類）

第27条 決算は、毎年3月末の年度決算とする。

(財務諸表の作成)

第28条 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに当該年度末における決算に必要な整理を行い、収支計算書を作成し、会長に報告しなければならない。

(年度決算の確定)

第29条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第30条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を北海道農政事務所長に報告しなければならない。

第31条 実施しようとする事業の交付要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

北海道農業再生協議会公印取扱規程の一部改正新旧対照表（案）

改	正	後	現	行	改正理由																							
北海道農業再生協議会公印取扱規程 制 定 平成25年3月12日 最終改正 令和 年 月 日 第1条～第2条 〔略〕 (種類) 第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。 (1) 会長印 「北海道農業再生協議会会長」の名称を彫刻 (2) 経理責任者印 「北海道農業再生協議会経理責任者」の名称を彫刻 第4条～第7条 〔略〕 (公印管理責任者) 第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。 2 前項の公印管理責任者は、次に掲げる者とする。 (1) 会長印 事務局長 (2) 経理責任者印 事務局次長 第9条～第12条 〔略〕 附 則 この規程は、平成25年3月12日から施行する。 附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。 別表(第)4条関係 公印の名称 <table><tr><td>北海道農業再生協議会会長</td><td>1個</td><td>正方形</td><td>規格 (mm) 方23</td><td>管守者</td></tr><tr><td>北海道農業再生協議会経理責任者</td><td>1個</td><td>正方形</td><td>方23</td><td>事務局次長</td></tr></table>			北海道農業再生協議会会長	1個	正方形	規格 (mm) 方23	管守者	北海道農業再生協議会経理責任者	1個	正方形	方23	事務局次長	北海道農業再生協議会公印取扱規程 制 定 平成25年3月12日 第1条～第2条 〔略〕 (種類) 第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。 (1) 会長印 「北海道農業再生協議会会長」の名称を彫刻 第4条～第7条 〔略〕 (公印管理責任者) 第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。 2 前項の公印管理責任者は、<u>事務局長とする。</u> 第9条～第12条 〔略〕 附 則 この規程は、平成25年3月12日から施行する。 別表(第)4条関係 公印の名称 <table><tr><td>北海道農業再生協議会会長</td><td>1個</td><td>正方形</td><td>規格 (mm) 方23</td><td>管守者</td></tr><tr><td>北海道農業再生協議会会長</td><td>1個</td><td>正方形</td><td>方23</td><td>事務局長</td></tr></table>					北海道農業再生協議会会長	1個	正方形	規格 (mm) 方23	管守者	北海道農業再生協議会会長	1個	正方形	方23	事務局長	新規口座開設のため
北海道農業再生協議会会長	1個	正方形	規格 (mm) 方23	管守者																								
北海道農業再生協議会経理責任者	1個	正方形	方23	事務局次長																								
北海道農業再生協議会会長	1個	正方形	規格 (mm) 方23	管守者																								
北海道農業再生協議会会長	1個	正方形	方23	事務局長																								
					経理責任者印作成のため																							

北海道農業再生協議会公印取扱規程

制 定 平成 25 年 3 月 12 日

最終改正 令和 年 月 日

（趣旨）

第 1 条 北海道農業再生協議会（以下「道協議会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規程において「公印」とは、道協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

（種類）

第 3 条 公印の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 会長印 「北海道農業再生協議会会長」の名称を彫刻
- (2) 経理責任者印 「北海道農業再生協議会経理責任者」の名称を彫刻

（公印の形状、寸法等）

第 4 条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

（登録）

第 5 条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

（交付）

第 6 条 会長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第 8 条第 1 項の公印管理責任者に交付しなければならない。

（返納）

第 7 条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条第 1 項の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

- 2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1 年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。
- 3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第 5 条の登録を抹消するものとする。

（公印管理責任者）

第 8 条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

- 2 前項の公印管理責任者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 会長印 事務局長
 - (2) 経理責任者印 事務局次長

(管 守)

第 9 条 前条第 1 項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第 1 項の公印管理責任者は、第 5 条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押 印)

第 10 条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第 8 条第 1 項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第 8 条第 1 項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第 11 条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。

(雑 則)

第 12 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、北海道農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

公印の名称	個数	形状	規格 (mm)	管守者
北海道農業再生協議会会長	1 個	正方形	方 23	事務局長
北海道農業再生協議会経理責任者	1 個	正方形	方 23	事務局次長

議案第4号 役員の改選について

現任役員は、令和3年7月18日をもって2年の任期を満了するため、規約第6条第2項の規定に基づき、後任の役員を選任する。

なお、新任役員の任期は、令和3年7月19日から令和5年7月18日までとする。

役 職	所 属 ・ 職
会 長	北海道農政部長
副会長	北海道農業協同組合中央会専務理事
監 事	北海道農業共済組合連合会農作部長
監 事	北海道農産物集荷協同組合事務局長

（参 考）北海道農業再生協議会規約（抜粋）

（役員）

第6条 道協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は、前条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第7条 会長は、会務を総理し、道協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 道協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は、2年とする。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

（任期満了または辞任の場合）

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

報告事項 令和３年度北海道農業再生協議会水田部会の検討経過と 議決報告について

令和３年度第１回（令和３年５月21日開催）

- ・ 令和３年産主食用米の作付転換の取組状況等（５月15日現在）と今後の対応について

令和3年産主食用米の作付転換の取組状況等（5月15日現在）と今後の対応について

R3.5.21 北海道農業再生協議会水田部会

1 令和3年産主食用米の作付転換の取組状況等調査結果について

- R3.3.18開催の道再生協水田部会で決定した「令和3年産主食用米から飼料用米等への作付転換の取組」の状況を把握するため、全道118の地域協議会の協力の下、独自に取組状況等調査を実施（今後の作付意向等を加味した面積を調査）
- 集計結果は次のとおり
 - （1）水稲全体の作付は、2年産実績に比べ1,096ha減の103,576haの見込み
 - （2）主食用米の作付は、2年産実績に比べ4,760ha減の90,540haの見込み（▲5.0%減）
 - うち主食用うるち米の作付は、2年産実績に比べ約4,400ha減の84,800haの見込みで、作付転換の推進目標（3,600ha削減）は達成する見込み
 - （3）非主食用米（加工用+その他）の作付は、2年産実績に比べ3,664ha増の13,036haの見込み
 - うち飼料用米の作付は、2年産実績に比べ3,480ha増の5,345ha

（単位：ha）

区分	水稲全体									
		主食用	加工用	その他						その他
					飼料用米	新市場開拓用米	米粉用米	WCS	備蓄用米	
調査結果 ①	103,576	90,540	5,865	7,171	5,345	675	69	681	387	14
R 2 実績 ②	104,672	95,300	5,858	3,514	1,865	635	51	574	389	—
R 3 目安 ③	105,769	95,881	5,762	4,126	—	—	—	—	—	—
R 2 実績との差 ①-②	▲ 1,096	▲ 4,760	7	3,657	3,480	40	18	107	▲ 2	14
R 3 目安との差 ①-③	▲ 2,193	▲ 5,341	103	3,045	—	—	—	—	—	—

2 今後の対応について

- （1）農業団体等と連携し、引き続き、各地域における推進目標の達成を働きかけるとともに、6月末の新規需要米取組計画書の提出期限に向けて、全道的な作付転換の取組を推進していく。
- （2）推進の結果、産地交付金（道枠）の減額調整が必要になった場合でも、安心して取り組むことができる支援水準となるよう検討する。
- （3）必要に応じて取組状況等調査を実施し、作付転換の取組状況の把握に努める。